

機材レンタル会員規約

法人様用

この規約は、株式会社協和産業（以下、甲という）が機材レンタルにおける会員（以下、乙という）の定義と、会員が当サービスを利用する際に適用される規則を定めるものです。

第1条（入会・登録）

乙は、本レンタル規約に同意し、甲に登録情報を提供することにより、本サービスの利用登録を申請することができます。

乙は、登録情報の提供にあたっては、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切責任を負いません。乙は、登録情報に変更があった場合、甲が別途指定する方法により、遅滞なく変更内容を甲に通知するものとします。この通知を怠ったことにより甲からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされます。

第2条（登録の拒否）

甲は、登録を申請した者が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、その申請を拒否することができます。

- ・登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合
- ・反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている疑いがある場合
- ・その他、甲が登録を適当でないと判断した場合

第3条（使用目的）

乙は機材を撮影等の目的にのみ使用し、他の目的に使用しない。

第4条（本契約の期間）

本契約は1年間とする。但し、期間満了時までに、乙から契約終了を表明するものとし、その表明がない場合は、自動的に同一内容を持って向こう一年延長する。（以降もこの例による）

第5条（賃料）

乙は甲に対して現金支払い、銀行振込、またはクレジットカード決済にて支払う。銀行振込に要する費用、手数料は乙の負担とする。

発送の場合は発送前までに入金または上記条件にて甲の指定する期日までに振込みを行う。

第6条（使用上の注意義務）

乙は、賃貸借物件を（付属物件を含む以下物件という）責任を持って取り扱うと共に万全に保管するように図らなければならない。

第7条（時間規定）

乙は、甲の定める時間内に賃貸借物件の引取り・返却を行うこと。

第8条（禁止行為）

乙は下記の行為をしてはならない。

- 1:賃借権を第三者に譲渡し又は担保に供すること。
- 2:物件を第三者に転貸し又は使用させること。
- 3:甲又は物件に損害を与える行為。
- 4:国外へ持ち出ししない事。

第9条（修理）

乙は修理を要する箇所を発見した場合は、直ちにこれを通知する。

甲はその費用を負担して修理を実施する。但し、乙の故意又は過失を原因とする修理は乙がその費用を負担する。

第10条（免責）

甲は下記の損害について責任を負わない。

- 1:乙が甲の物件を使用中に発生したトラブル等による損害。
- 2:乙の予約物件を甲の事情により貸出し出来なくなった場合。

第11条（引取り・返却）

物件の引取り・返却の担当者は年齢18歳以上、日本国籍の方とし、乙は甲に担当者の氏名を提示する。甲は担当者以外に物件を譲渡しないこと。

来店引取りの場合は公的な身分証明書（有効期限内の自動車運転免許証、パスポート、またはマイナンバーカード（通知カード不可））を必ず提出すること。

無い場合はいかなる理由があろうとも貸出しないこと。

発送にて引取りの場合は甲が事前に発送先を確認し、乙はその発送先にて機材の受取りを行うこととする。

第12条（届出事項）

乙に下記の事項が生じたときは、直ちに甲にその旨を書面で届け出る。

- 1:商号・住所・代表者の変更をしたとき。
- 2:組織変更または合併したとき。
- 3:担当者が離職したとき。
- 4:その他甲が特に指定する事項。

第13条（規定外事項）

本契約に定めない事項及び契約事項の解釈の疑義については、甲乙誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第14条（キャンセル）

＜来店引取りの場合＞キャンセルは来店引取りの前日までに連絡すること。当日キャンセルの場合は、全機材1日使用金額の全額を請求することとする。

＜配送引取りの場合＞キャンセルは発送日の前日までに連絡すること。発送日当日のキャンセルの場合は、全機材1日使用金額の全額を請求することとする。

第15条（機材の故障・損傷及び盗難・紛失等）

乙は甲より借り受けた機材を使用前に充分点検し、故障の有無を改めて確認する。事前点検の上、故障・不具合があった場合速やかに甲に連絡する。

乙の過失により賃貸物件を損傷させた場合、乙は速やかに甲に連絡し状況（日時、場所、原因）を報告することとする。その後、甲は修理の手配をするが動産保険適用のカメラに限り、乙に対する請求は1物件につき上限1万円までとする。ただしメーカーサポート対象外の機種の故障時については、貸与した撮影機材の再調達価格と同等の弁償費用を請求するものとする。

その他、消耗品、オプション類等動産保険適用外の故障に関しては全額乙の負担とする。また、貸出期間中の盗難・紛失等の場合、全額乙の負担とする。

なお、機材の貸出後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。

株式会社協和産業の上記会員規約に同意し、遵守される方は下記にご記入をお願い致します。

ご契約者様

会社名

〒

都道
府県

住所

実印

電話番号

FAX番号



代表ご担当者様

氏名

携帯番号



令和 年 月 日

法人用会員登録シート

会社名		実印
代表者氏名		
住所	〒	
ウェブサイトURL	https://	
電話番号		
FAX番号		

担当者氏名	印
担当者携帯番号	
メールアドレス	

ご担当者様 顔写真付 身分証明書

コピー
添付